

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

11月6日発行

Vol.427

さんじょうライフ

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



郡山市の方のみ

福島県議会議員一般選挙 ～三条市で不在者投票をする方へ～

※ 南相馬市・相馬郡飯館村選挙区と双葉郡選挙区は
無投票になりました。

11月8日(金)まで

- 時間 午前8時30分～午後5時30分
- 場所 三条市選挙管理委員会事務局
(三条市役所三条庁舎3階)



三条市役所三条庁舎

正面玄関

- ・正面玄関のエレベーターをご利用ください。
- ・3階で降りて左側へ進んでください。行政課内にあります。

あなたは対象者？
確認したら
申請にゃん！



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局
TEL 0256-34-5594 (直通)



南相馬市からのお知らせ

旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移（10月31日現在）

11月5日HP更新

旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、10月31日現在で4,200人となり、同区域内の住民登録人口（8,220人）に占める居住率は51.1パーセントになりました。

小高区					平成28年	7月11日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
					住民登録	9,799	9,776	9,711	9,652	9,582	9,530	9,395
					居住	0	311	803	874	945	1,013	1,097
平成29年	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
住民登録	9,309	9,218	9,079	9,066	8,998	8,928	8,871	8,799	8,756	8,723	8,659	8,624
居住	1,161	1,249	1,488	1,775	1,914	2,008	2,087	2,156	2,208	2,289	2,345	2,412
平成30年	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
住民登録	8,531	8,461	8,412	8,406	8,361	8,313	8,263	8,239	8,200	8,129	8,097	8,033
居住	2,469	2,512	2,640	2,736	2,799	2,832	2,877	2,916	2,922	2,977	3,060	3,076
平成31年	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
住民登録	7,966	7,938	7,785	7,729	7,688	7,658	7,613	7,575	7,523	7,494		
居住	3,123	3,169	3,497	3,579	3,578	3,599	3,608	3,603	3,620	3,635		
原町区（旧避難指示区域）					平成28年	7月11日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
					住民登録	950	938	930	919	906	914	885
					居住	0	91	182	211	218	239	262
平成29年	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
住民登録	885	867	852	844	841	838	835	818	817	814	805	803
居住	271	287	324	334	341	351	357	367	371	378	381	386
平成30年	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
住民登録	799	792	790	776	775	773	773	765	768	760	755	749
居住	397	402	434	432	453	453	461	470	474	479	483	490
平成31年	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
住民登録	742	739	738	744	739	733	729	726	722	726		
居住	490	496	538	560	564	562	561	562	561	565		
合計					平成28年	7月11日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
					住民登録	10,749	10,714	10,641	10,571	10,488	10,444	10,280
					居住	0	402	985	1,085	1,163	1,252	1,359
平成29年	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
住民登録	10,194	10,085	9,931	9,910	9,839	9,766	9,706	9,617	9,573	9,537	9,464	9,427
居住	1,432	1,536	1,812	2,109	2,255	2,359	2,444	2,523	2,579	2,667	2,726	2,798
平成30年	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
住民登録	9,330	9,253	9,202	9,182	9,136	9,086	9,036	9,004	8,968	8,889	8,852	8,782
居住	2,866	2,914	3,074	3,168	3,252	3,285	3,338	3,386	3,396	3,456	3,543	3,566
平成31年	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日
住民登録	8,708	8,677	8,523	8,473	8,427	8,391	8,342	8,301	8,245	8,220		
居住	3,613	3,665	4,035	4,139	4,142	4,161	4,169	4,165	4,181	4,200		

- 1 住民登録人口は住民基本台帳に令和元年10月31日までに入力されたデータを基に算出。
- 2 居住人口は避難者等情報管理システムを基に算出。

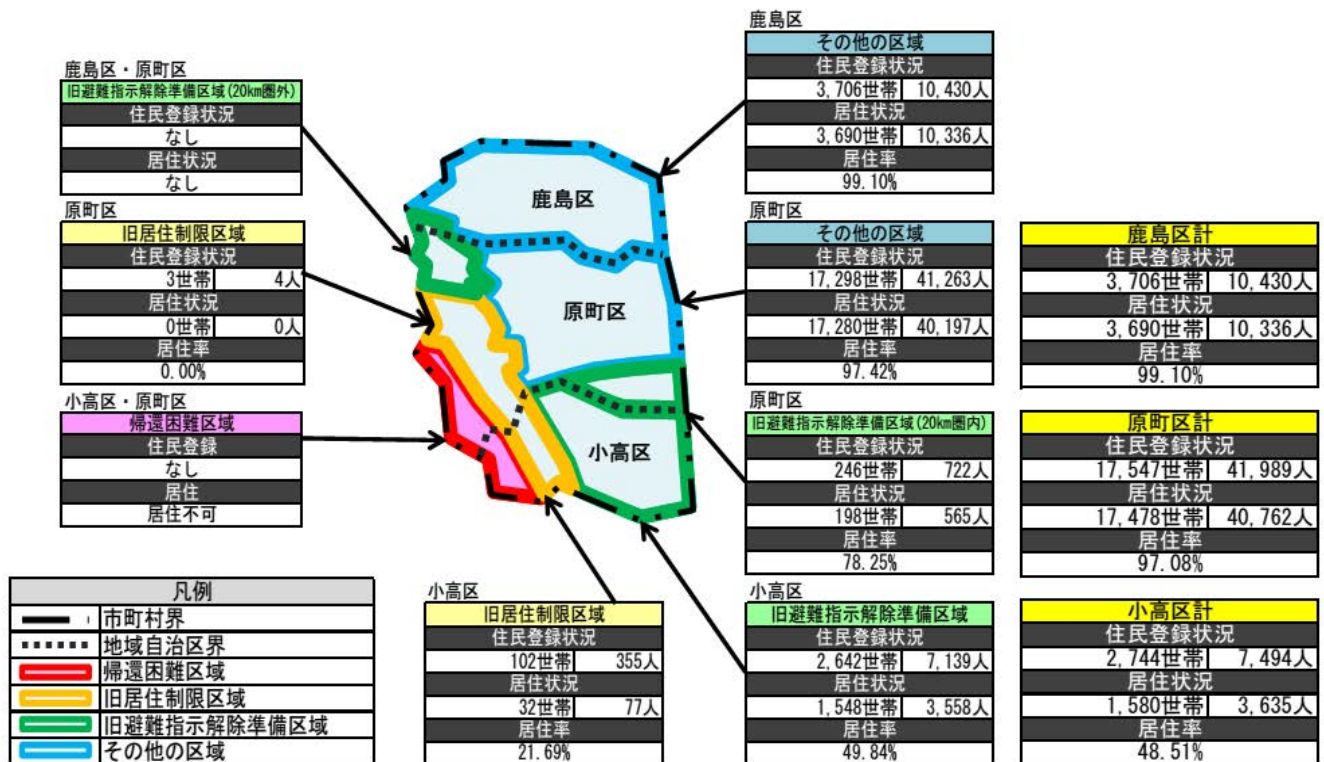
問い合わせ

復興企画部 被災者支援課 被災者支援係

TEL 0244-24-5223

避難指示区域別の世帯数と人口（10月31日現在）

11月5日HP更新



問い合わせ

復興企画部 被災者支援課 被災者支援係

TEL 0244-24-5223

第19回福島県議会議員一般選挙について

10月31日HP更新

南相馬市・相馬郡飯館村選挙区は無投票になりました

第19回福島県議会議員一般選挙の南相馬市・相馬郡飯館村選挙区は、10月31日午後5時で立候補届出の受け付けが締め切られた結果、立候補者が定数（2人）を超えなかったため、投票を行わないこととなりました。

【候補者情報】

届け出順	候補者氏名	年齢	党派
1	高野 光二（たかの みつじ）	67	国民民主党
2	太田 光秋（おおた みつあき）	51	自由民主党

問い合わせ

選挙管理委員会事務局

TEL 0244-24-5285

災害公営住宅入居者募集（11月分）

11月1日HP更新

市では、これまで南相馬市民を対象に東日本大震災で家屋が半壊以上の判定を受けた方、原子力災害により避難指示を受けて家屋を解体された方を対象として災害公営住宅入居者を募集してきましたが、10月1日から以下のとおり申し込み資格を拡大しています。

以前の申し込み資格

- ① 東日本大震災により居住していた住宅が全壊・全流出の世帯
- ② 東日本大震災により居住していた住宅が半壊・大規模半壊で解体した、または解体することが確実である世帯
- ③ 原子力災害により避難指示を受けた世帯で、家屋を解体した、または解体することが確実である世帯

※ これまでは、平成23年3月11日時点で南相馬市民で申し込み資格がある世帯が申し込みできました。

拡大する申し込み資格

- ④ 市外で東日本大震災により居住していた住宅が半壊・大規模半壊以て解体した、または解体することが確実である世帯
- ⑤ 市外で東日本大震災により居住していた住宅が全壊・全流出の世帯
- ⑥ 現在でも原子力災害により避難指示を受けている世帯（居住制限者）
- ⑦ 原子力災害による避難指示が解除された区域で現に住宅に困窮している世帯

※ 平成23年3月11日時点で申し込み資格がある世帯であれば、市外の方でも申し込みできます。

※ すでに復興公営住宅や災害公営住宅に入居している方（入居決定している人を含む）や避難指示区域外に自己所有の住居を所有している方は申し込みができません。

※ 申し込み多数の場合は、市内で被災された方を優先します。

※ ただし、以下に該当する場合は、申し込みができません。

- 市税および過去に公営住宅に入居されていた場合の家賃に滞納がある方
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員に該当する世帯

募集住宅

《小高区》

No.	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	小高東町団地	14号室	1階	2DK	4年	16,500～43,900	あり

次ページへ続きます 

《鹿島区》

No.	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
2	西町団地	4号棟202号室	2・3階	4DK	6年	23,400~62,000	あり
3	西川原団地	28号室	1・2階	3DK	6年	22,100~58,500	あり
4	西川原第二団地	3号棟102号室	1階	2DK	4年	15,400~40,800	1,000円/月

《原町区》

No.	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
5	栄町団地	1号棟103号室	1階	2DK	4年	19,000~50,400	1,000円/月
6	大町西団地	103号室	1階	2DK	5年	18,200~48,200	1,000円/月
7	大町東団地	407号室	4階	2DK	6年	18,000~47,600	1,000円/月
8	萱浜団地	38号室	1階	2DK	4年	17,500~46,400	あり

※ 家賃については東日本大震災特別家賃低減事業により減額される場合があります。

入居日

12月1日(日)

申込期限

11月14日(木) ※郵送の場合は当日必着

申し込み方法

- 市建築住宅課へ、「災害公営住宅入居申込書」を提出してください。
- 申込書は、市建築住宅課で配布しています。また、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



添付書類

- 住民票(世帯全員が記載されているもの)
- 所得証明書(入居希望者全員分)
- 納税証明書(入居希望者全員分)※完納証明書でも可
- その他下記の書類
 - 申し込み資格①②④⑤の方
全壊の方は災証明書の写し、半壊以上の方は災証明書の写し、家屋の解体証明書または解体申出書の写し
 - 申し込み資格③⑥⑦の方：被災証明書の写しなど

申し込み窓口

南相馬市役所 建築住宅課 午前8時30分～午後5時15分(土・日、祝日を除く)

【郵送先・問い合わせ先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市役所 建築住宅課 市営住宅係 TEL 0244-24-5253

市営住宅入居者募集（11月分）

11月1日HP更新

市営住宅の入居者を募集します。

入居資格や申し込み方法などについて、右QRコードから市公式ウェブサイトで確認の上、お申し込みください。

申込者が重複した場合は、抽選会を開催し入居者を決定します。



入居日

12月1日（日）

公募期限

11月14日(木) ※申し込み受け付けは、土・日曜日、祝日を除く。

入居者を公募する市営住宅

● 一般世帯の住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	小高	万ヶ畑団地	1-1号室	1・2階	3DK	15年	16,300～32,100	あり
2	小高	万ヶ畑団地	27-2号室	1・2階	3DK	9年	17,300～34,100	なし
3	原町	仲町団地	2号棟304号室	3階	3K	45年	8,700～16,500	あり
4	原町	仲町団地	2号棟408号室	4階	3K	45年	8,700～16,500	あり
5	原町	国見町団地	1号棟401号室	4階	3K	37年	14,400～28,200	あり
6	原町	二見町団地	2号棟403号室	4階	3DK	39年	14,300～28,100	あり
7	原町	北長野団地	1号棟308号室	3階	3DK	25年	18,200～35,700	あり
8	原町	北長野団地	4号棟205号室	2階	3DK	23年	18,800～37,000	あり

【市営住宅の入居基準】

- ・住宅に困っていることが明らかな方
- ・市町村税を滞納していない方（入居世帯の中で、課税されているすべての方）
- ・同居する親族がいる方（60歳以上の方など、単身入居可能な場合もあります。）
- ・暴力団員でないこと
- ・世帯の収入が基準を超えないこと

● 定住促進住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	鹿島	定住促進住宅	2号棟305号室	3階	3DK	27年	11,000～21,700	あり

次ページへ続きます 

● 中堅所得者向け住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	小高	紅梅団地	B-2-1号室	1・2階	3DK	17年	33,500～45,200	あり

【中堅所得者向けの住宅の入居基準】

- ・市町村税を滞納していない方（入居世帯の中で、課税されているすべての方）
- ・同居する親族がいる方
- ・暴力団員でないこと
- ・世帯の収入が基準の範囲内（原則階層は158,001～259,000円）であること

★ 間取り、駐車場料金、浴槽・風呂釜の有無など、詳細は、市営住宅公募要項をご覧ください。（市公式ウェブサイトからダウンロードできます）

● 令和元年11月市営住宅公募要項 (Excelブック)

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/27/20191028-154820.xls>

問い合わせ

建設部 建築住宅課 市営住宅係

TEL 0244-24-5253

 **みなみそうまチャンネル**
南相馬市

 電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663
(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [11/1～11/8]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. おだか月あかりコンサート 秋の心に寄り添う響き [20分]
3. 交通ルールを守ろう 南相馬市交通安全パレード [8分]
4. 台風19号等の被災者支援の特設相談窓口開設 [4分]
5. 災害ボランティア募集のお知らせ [2分]
6. 笑顔あふれるみんなの集い けんこうお楽しみ会 [10分]
7. 確にゃんしてね！プレミアム付商品券 [3分]
8. 南相馬市議会放送日程のお知らせ [3分]
9. 台風19号等の被災者支援の特設相談窓口開設 [4分]
10. リクエストアワーのお知らせ [4分]





浪江町からのお知らせ

新しい町営住宅の入居者を募集します！

(募集期間：11月6日～27日)

11月1日HP更新

町では、請戸地区に整備する新しい町営住宅について入居希望者の募集をします。

町営住宅への入居を希望する方は、募集要項（詳しい資料）を確認の上、申し込み手続きをしてください。

募集期間

11月6日～11月27日【消印有効】

応募方法

※ 募集要項（詳しい資料）で詳細を確認の上、申し込みください。

◎ 申込書の入手方法

- 浪江町ホームページから申込書をダウンロード
- 浪江町役場住宅水道課住宅係（電話：0240-34-0232）に連絡の上郵送

◎ 記入例を参考に申込書を作成し、添付書類を添えて、浪江町住宅水道課住宅係（本庁舎）または生活支援課住宅支援係（二本松事務所）に提出するか、郵送してください。

【郵送先】

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2
浪江町役場 住宅水道課 住宅係

※ 添付書類など申し込みについての詳細は募集要項で確認ください。

申し込み条件

平成23年3月11日において浪江町に居住していた方のうち、次のイから二のいずれかに該当し、町への帰還に際し住宅に困窮していると認められる方（すでに浪江町に帰還し浪江町内に住宅を確保している方は申し込みできません）

- イ．東日本大震災により居住していた住宅が全壊・全流失の世帯
- ロ．東日本大震災により居住していた住宅が半壊・大規模半壊で解体した、または解体することが確実である世帯
- ハ．帰還困難区域に居住していた世帯
- 二．町への帰還に際し、町内に居住する住宅がないと認められる世帯

※ 詳細な申し込み資格については、募集要項を確認ください。

次ページへ続きます

募集する住宅

住宅名称	住宅分類	募集住宅概要			募集戸数	想定家賃（円）	入居予定時期
(仮称)請戸住宅団地	災害公営住宅	木造平屋戸建	2LDK	74平米	11	6,100～52,900	令和2年10月
			3LDK	84平米	15	6,900～60,100	

※ 床面積および想定家賃は計画段階の数値を記載しています。詳細設計の中で多少の増減が生じる場合があります。

※ 想定家賃は低所得者など特に配慮が必要な世帯向けの減額措置を行った後の家賃を記載しています。詳細は募集要項（詳しい資料）で確認ください。

※ 一定のルールを守っていただくことによりペットの飼育を可能としています。

位置図



イメージ図



次ページへ続きます 

平面図



2LDK 西入



2LDK 北入



3LDK 北入



3LDK 南入

入居までのスケジュール

	手続きなど	予定
1	募集要項等配布開始	11月1日
2	入居申込書受付開始	11月6日
3	入居申込書提出期限	11月27日
4	公開抽選会	12月中
5	入居手続き	令和2年8月～
6	(仮称) 請戸住宅団地完成	令和2年9月末
7	入居開始	令和2年10月

次ページへ続きます 

申し込みの際に注意事項

- ◎ 部屋を選ぶことはできません。募集期間終了後、抽選で部屋を決定します。
- ◎ 「町営住宅入居辞退届」を提出することで、申し込み後に辞退することができます。
(入居後は退去手続きを取っていただくことになります。)

ただし、申し込み後はなるべく辞退されないようよく検討の上お申し込みください。

- ◎ 正式な入居手続きの中で、応募要件を満たしていないことが明らかとなった場合、入居は取り消しとなります。
- ◎ 応募に際しては募集要項をよく確認の上お申し込みください。

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

浪江町民の避難状況（令和元年10月31日現在）

【都道府県別】（福島県外）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	56	長野県	54	愛媛県	8
青森県	44	岐阜県	16	高知県	5
岩手県	37	静岡県	51	福岡県	19
宮城県	911	愛知県	41	佐賀県	4
秋田県	45	三重県	7	長崎県	10
山形県	125	滋賀県	6	熊本県	6
茨城県	997	京都府	33	大分県	5
栃木県	474	大阪府	65	宮崎県	10
群馬県	138	兵庫県	20	鹿児島県	8
埼玉県	659	奈良県	5	沖縄県	14
千葉県	562	和歌山県	-	国外	10
東京都	845	鳥取県	-	合計	6,179
神奈川県	422	島根県	4	(前月 6,186)	
新潟県	333	岡山県	22		
富山県	16	広島県	10		
石川県	27	山口県	1		
福井県	11	徳島県	1		
山梨県	37	香川県	5		

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	2,559	天栄村	1	古殿町	1
会津若松市	197	下郷町	4	三春町	71
郡山市	1,773	南会津町	9	小野町	13
いわき市	3,244	北塩原村	2	広野町	42
白河市	242	西会津町	2	檜葉町	17
須賀川市	148	磐梯町	4	富岡町	10
喜多方市	24	猪苗代町	23	川内村	4
相馬市	454	会津坂下町	19	大熊町	3
二本松市	1,069	金山町	1	浪江町	797
田村市	69	会津美里町	9	葛尾村	5
南相馬市	2,029	西郷村	145	新地町	84
伊達市	111	泉崎村	5	飯舘村	2
本宮市	484	中島村	1	県内	2
桑折町	140	矢吹町	32	合計	14,157
国見町	29	棚倉町	6	(前月 14,168)	
川俣町	60	塙町	2	避難者総数	
大玉村	194	石川町	6	20,336	
鏡石町	8	玉川村	1	(前月 20,354)	



双葉町からのお知らせ

双葉町避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示解除に関する住民説明会の開催について

11月1日HP更新

町では、昨年12月に策定した「避難指示解除に関する考え方 ～避難指示解除に向けた諸条件とスケジュール整理～」により、令和2年春に避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域（以下、「避難指示解除対象区域」といいます。）の避難指示解除を、令和4年春に特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目標に復興復旧のさまざまな取り組みを進めているところです。

町としましては、双葉町放射線量等検証委員会の最終報告などをもとに検討した結果、避難指示解除対象区域の避難指示の解除を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、11月7日から開催されます町政懇談会と併せて、避難指示解除対象区域の解除に関する住民説明会を、町と国の共催で開催いたしますので、お忙しいところ申し訳ありませんが、御出席いただきますようご案内申し上げます。

町政懇談会日程

月日	時間	場所	
11月7日 (木)	14:00 ～16:00	いわき市	いわき市中央公民館 2階（中会議室1・2） いわき市平字堂根町1-4 TEL:0246-22-5431
11月8日 (金)	10:00 ～12:00	南相馬市	南相馬市民文化会館ゆめはっと 1階（多目的ホール） 南相馬市原町区本町2丁目28番地の1 TEL:0244-25-2761
	15:00 ～17:00	仙台市	TKP仙台南町通カンファレンスセンター 7階7C 宮城県仙台市青葉区中央3丁目6-10仙台南町通ビル TEL:022-200-2617
11月9日 (土)	10:00 ～12:00	福島市	福島県青少年会館 2階（大研修室） 福島市黒岩字田部屋53番5号 TEL:024-546-8311
11月15日 (金)	10:00 ～12:00	加須市	キャッスルきさい 1階（多目的室） 埼玉県加須市根古屋633番地10 TEL:0480-73-3101
	15:00 ～17:00	つくば市	つくば研究支援センター 2階（研究室A） 茨城県つくば市千現2-1-6 TEL:029-858-6000
11月16日 (土)	10:00 ～12:00	東京都	全国町村会館 2階（第2会議室） 東京都千代田区永田町1丁目11-35 TEL:03-3581-0471
11月20日 (水)	14:00 ～16:00	白河市	白河市図書館地域交流会議室 1階（中会議室1,2） 白河市道場小路96-5 TEL:0248-23-3250
11月21日 (木)	10:00 ～12:00	郡山市	南東北総合卸センター 2階（中会議室） 郡山市喜久田町卸1丁目1-1 TEL:024-959-6001
11月22日 (金)	10:00 ～12:00	柏崎市	柏崎市産業文化会館 2階（第2会議室） 新潟県柏崎市駅前2丁目2番45号 TEL:0257-24-7633
11月30日 (土)	10:00 ～12:00	いわき市	復興公営住宅勿来酒井団地（集会所） いわき市勿来酒井青柳8-2 TEL:0246-84-5202（秘書広報課）

問い合わせ

住民生活課 帰町準備室

TEL 0246-88-8107

町長メッセージ（令和元年11月1日）

11月1日HP更新

町民の皆さまへ

日に日に秋の深まりを感じる季節となりました。

10月12日、13日にかけて日本列島を縦断した大型台風19号が各地で記録的な大雨を降らせ、河川の氾濫や堤防の決壊、土砂崩れなどが相次ぎ、想像を絶する甚大な被害をもたらしました。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、町民の皆さまをはじめ被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、9月11日に第4次安倍第2次改造内閣が発足し、双葉町の復興に関係が深い復興大臣、環境大臣、経済産業大臣が交代しました。

9月17日には小泉進次郎環境大臣がいわき事務所を訪問され、佐々木清一町議会議長とともに懇談しました。私から小泉環境大臣に「双葉町は被災市町村の中で唯一避難指示が解除されておらず、他の被災自治体とは復興の状況が違っており、さまざまな多くの課題を抱えている。また、新たな復興のステージを迎えており、復興財源や支援のあり方などが模索されていることから、双葉町が取り残されることがないように覚悟を持って復興の道筋をつけていただきたい」とお願いしました。

9月18日には菅原一秀経済産業大臣（当時）、田中和徳復興大臣がそれぞれJR双葉駅周辺を視察され、双葉町コミュニティセンターにて懇談いたしました。両大臣には「現状をよく視察され、状況を理解していただき、各種復興事業が停滞することなく双葉町の復興が成し遂げられるまで継続した支援をお願いしたい」と申し上げました。

9月27日、双葉町放射線量等検証委員会の田中俊一委員長から検証結果に関する最終報告書を受け取りました。来年春頃の先行的な避難指示解除を目標とする地域の放射線量について、「解除に当たっては、線量は十分に低減していると判断する」との報告内容でした。ただし、除染していない区域からの影響で一部に線量が高い部分もあり、早急に除染に着手して線量の低減化を図るべきとのご指摘もありましたので、環境省に対応を求めながら、報告書の提言を実現できるよう体制を整え、来年春頃の先行的な避難指示解除や令和4年春の特定復興再生拠点区域全域の避難指示の解除を目指したいと考えております。

次ページへ続きます

10月1日には、田中復興大臣をはじめ多くの来賓の皆さまのご臨席を賜り『町民の皆さんの帰還』を目指す環境整備事業として、JR双葉駅西側第一地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業の安全祈願祭と起工式を執り行いました。令和4年春に帰還を希望する町民の皆さまや就業者を対象に戸建て住宅32戸、集合住宅56戸を建設する予定です。新たな双葉町としてのスタートを切る地区として、規模は小さくても豊かな暮らしができるよう整備してまいります。

今年度の町政懇談会は、今月7日から県内外11カ所で開催いたします。避難指示解除についての説明も併せて行いますので、ぜひお近くの会場に足をお運びいただきますようお願いいたします。

冬に向かう時節ですので、風邪などひかぬよう体調管理にはくれぐれもご留意されますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

TEPCO

東京電力ホールディングス
福島復興本社

原子力損害賠償債権の消滅時効に関する 当社の考え方について

10月30日

東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社

原子力損害賠償債権の消滅時効に関する当社の考え方につきましては、2013年2月4日にお知らせしております。

その後、本件事故に係る消滅時効に関しては、2013年12月に原賠時効特例法が成立し、時効期間は3年間から10年間に延長されました。

そうしたなか、再来年の2021年3月には本件事故から10年が経過することから、昨今、本件事故に係る消滅時効に関する当社のする当社の考え方についてのお問い合わせが多く寄せられています。そこで、消滅時効に考え方について、従前の考え方から変更がないことを改めてお知らせいたします。

次ページへ続きます 

＜消滅時効に関する当社の考え方＞

当社は、2013年2月4日にお知らせした以下の内容のとおり、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も新々・総合特別事業計画の「3つの誓い」に掲げる「最後の一人まで賠償貫徹」という考え方のもと、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただきたいと考えております。

(1) 消滅時効の起算点

被害者の方々が損害を現実に認識し、当社に対して損害賠償請求をすることが事実上可能な状況になった時点であり、具体的には、それぞれの損害について「当社が中間指針等を踏まえ賠償請求の受付を開始した時」と考えております。

(2) 時効の中断事由

当社が仮払補償金をお支払させていただいた被害者の方々に対し、当社に対する請求を促す各種のダイレクトメールや、損害額を予め印字する等したご請求書を送付させていただく行為が、民法上、消滅時効の進行を中断させる「債務の承認」に該当すると解釈できると考えておりますので、被害者の方々が当社からダイレクトメール等を受領された場合、その時点から、再び新たな時効期間が進行すると考えております。（なお、2020年4月施行の改正民法により、上記の「時効の中断」については「時効の更新」に改められますが、消滅時効に関する当社の考え方に影響を及ぼすものではありません。）

(3) 柔軟な対応

(1)(2)に該当しない被害者の方々についても、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も、ご請求者さまの個別のご事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただきたいと考えております。

当社といたしましては、「3つの誓い」に掲げておりますとおり、引き続き、被害者の方々に寄り添い、真摯に対応してまいります。具体的には、最後のお一人まで賠償を貫徹するべく、引き続き、当社本賠償をご請求いただいていない被害者の方々に対し、窓口対応に加え、戸別訪問などを実施してまいります。

賠償のお手続きに関してご不明な点がある場合は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

※原賠時効特例法

「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」

問い合わせ

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先＞
福島原子力補償相談室（コールセンター）



0120-926-404

午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))

午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

11月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
				7	8	9
				ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み
10	11	12	13	14	15	16
		ひばり休み		ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み
17	18	19	20	21	22	23
		ひばり休み		ひばり休み 浜通り配布		勤労感謝の日 ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり
(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[運営時間] 日・水・金 午前10時～午後2時
月 午前10時～正午

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-22-2111	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
浪江町	0240-34-2111	
双葉町	0246-84-5200	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数(2019.11.6現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	18	45
原町区	4	7
南相馬市 計	22	52
浪江町	3	11
双葉町	1	3
郡山市	4	9
合 計	30	75

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511